兵庫県介護支援専門員法定研修 修了認定要領

（目的）

第１条　この要領は、厚生労働省が定める「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」（平成１８年６月１５日制定）及び「兵庫県介護支援専門員資質向上研修事業実施機関指定事務取扱要領」（平成２８年１月２７日制定）に基づき、兵庫県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する兵庫県介護支援専門員法定研修（実務研修、専門研修、再研修、更新研修Ａ及び更新研修Ｂ。以下「各研修」という。）における修了認定に必要な事項を定める。

（受講認定）

第２条　本会福祉人材研修センター所長　（以下「所長」という。）は、科目特性に応じて、別に定める項目を確認することにより、当該科目の受講を認定する。ただし、講義及び演習で構成される科目については、個別の科目とみなす。

（修了認定）

第３条　所長は、各研修における全ての科目について受講を認定した者に対し、当該研修の修了を認定する。

２　各研修の実施期間中に修了を認定することができない者（受講者自身の責めに帰すべき事由から所長が退室又は退所を命じたことにより修了認定されない者を除く。）は、別記様式第１号による受講辞退届を所長に提出しなければならない。

（証明書の交付）

第４条　前条の修了認定者に対して、本会会長が別記様式第２号による修了証明書を交付する。

２　各研修の実施期間中に修了を認定することができない全ての受講者に対し、本会会長が別記様式第３号による一部受講証明書を交付する。

（一部受講証明書の有効期限）

第５条　前条第２項の一部受講証明書の有効期限は、各研修について、下表右欄のとおりとする。

実務研修	一部受講証明書交付日の属する年度の翌年度末
更新研修Ｂ	
再研修	
専門研修	介護支援専門員証有効期間満了日
更新研修Ａ	

２　一部受講証明書の交付を受けた者は、前項の有効期限までに実施される該当の研修において、未受講科目を受講することができる。ただし、正当な理由により、有効期限までに未受講科目の受講が困難と所長が認める受講者にあっては、別途その期限を延長することができる。

（退室）

第６条　所長は、受講者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を退室させる。

（１）心身の故障のため当該科目の受講継続が困難と認められるとき。

（２）正当な理由なく１科目１５分以上出席していないとき。
（３）飲酒又は酒気を帯びていると認められるとき。
（４）やじ、私語、暴言若しくは暴力等により講義の中断の強要又は進行の妨げとなるとき。
（５）講師又は職員の指導、指示に従わないとき。
（６）研修会場の使用遵守事項を守らない等研修規律を乱す行為があったとき。
（７）その他、当該科目の受講が困難又は不適当と認められるとき。

（退所）
第７条　所長は、受講者が次の各号のいずれかに該当する場合は、以降の受講を認めない。
（１）正当な理由なく１研修期間において３０分以上出席していないとき。
（２）前条第３号から第６号のいずれかに該当し、当該各号の行為を繰り返すことが予測され、受講継続が困難と認められるとき。
（３）その他、研修の継続受講が困難又は不適当と認められるとき。

（正当な理由）
第８条　第６条第２号及び前条第１号に定める「正当な理由」とは、受講者自身の責めに帰さないと所長が認める次のものをいう。
（１）地震、風水害等による被災（危険回避を含む。）
（２）交通途絶、交通機関の遅延
（３）本人及び家族の病気、事故等
（４）感染症への罹患及び罹患者の濃厚接触者認定
（５）その他不可抗力の場合

（修了認定情報の管理）
第９条　修了認定に係る情報は所長が保存し、保存期限は次のとおりとする。
（１）修了認定者名簿　　各研修事業を廃止するまで
（２）一部受講証明書交付者名簿　　各研修事業を廃止するまで
（３）修了認定評価結果　　１０年

（その他）
第１０条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則
１　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。
２　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
３　この要領は、令和３年４月１日から施行する。
４　この要領は、令和４年１０月１日から施行する。
５　この要領は、令和５年４月１日から施行する。
６　この要領は、令和５年１０月１日から施行する。